

青森県報

第二千二百九号

平成十五年
八月六日
(水曜日)

目 次

告 示

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....	(障害福祉課).....	一
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....	(同).....	一
児童福祉法による居宅支援事業者の指定.....	(同).....	二
高齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センター連合の事務所の所在地変更の届出.....	(労政・能力開発・畜産課).....	二
飼料の試験の結果の概要.....	(同).....	二
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....	(文化・スポーツ振興課).....	三
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表.....	(障害福祉課).....	四
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営振興課).....	四
右 同.....	(同).....	五
右 同.....	(同).....	六
土地改良区の定款変更の認可.....	(農村整備課).....	六
右 同.....	(同).....	七
出先機関		
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定.....	(三戸地方農林事務所).....	七
右 同.....	(西地方農林事務所).....	七
	(水産事務所).....	七

告 示

青森県告示第五百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
社会福祉法人南郷村社会福祉協議会	居宅介護事業	南郷村社会福祉協議会居宅介護事業所	平成一五年八月一日
社会福祉法人森田村社会福祉協議会	居宅介護事業	森田村ホーヘルサービスマス事業所	"
三戸郡南郷村大字島守南郷一五の二南郷村老人福祉センター	居宅介護事業	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三	"

青森県告示第五百五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	社会福祉法人森田村協議会
	主たる事務所の所在地	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三
知的障害者居宅支援の種類	居宅介護等事業	森田村ホームヘルシー事業所
	知的障害者居宅支援の種類	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三
名 称	所在地	指 定 年 月 日 平成 一五・六・一

青森県告示第五百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	社会福祉法人森田村協議会
	主たる事務所の所在地	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三
児童居宅支援の種類	居宅介護等事業	森田村ホームヘルシー事業所
	児童居宅生活支援事業を行う事業所	西津軽郡森田村大字森田字月見野二七七の三
名 称	所在地	指 定 年 月 日 平成 一五・六・一

青森県告示第五百七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十八条の三において準用する同法第二十四条第三項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第四項の規定により公示する。

材センター連合から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第四項の規定により公示する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	住 所	事務所の所在地	年 月 日 更 変
変更前	社会福祉法人青森県シルバー人材センター連合	青森市中央一丁目二二五の三	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村八八の九	平成 一五・六・一
変更後			南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村一〇の一	

青森県告示第五百八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十五年六月十三日、三十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容											
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他水分 %									
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	ノーサン印 フロイラー肥育前期用配 合飼料	15.6	23.0	5.3	1.06	0.61	2.3	5.3																
		ノーサン印 子豚育成用配合飼料	15.6	16.7	3.3	0.63	0.47	2.4	4.0				77.4												
		トキワ印配合飼料 トキワ幼雛AP	15.5	25.9	4.9	1.28	0.76	2.2	6.4																
		ニチワ印成鶏飼育用配合 飼料	15.6	17.5	4.2	3.99	0.47	2.7	11.6																
		ニチワ印 フロイラー肥育後期用配 合飼料	15.6	19.5	8.1	1.07	0.63	3.1	5.4																
		JCC後期NY 合飼料																							
		日配子豚育成用配合飼料 子豚用(八ウー80)	15.6	16.3	5.0	0.60	0.51	2.6	3.8																
		株式会社イネチ ノウ三沢支店 上北郡八戸町 大字大落瀬字 柳沢91の444																							
		東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8																							

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年七月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人レスバイトハウスWA
- 三 代表者の氏名
山口 富美子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市中央四丁目三九四
- 五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対して、地域社会を営む上で必要な支援、権利擁護、及び社会参加を促進するための総合的援助を行うとともに、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
協同組合八戸総合食品 センター 厨房ホール	八戸市大字河原木字神才一九 の四	飲食業店舗	平成 一五・七・二九

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー 青森ショッピングセンター
青森市大字浜田字板橋五の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂
東京都港区芝公園四丁目一の一四

代表取締役 井坂榮
変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項	大規模小売店舗に おいて小 売業者が 営業を行 う者の開 店時刻及 び閉店時 刻	株式会社イトーヨーカ 堂外十八 者 午前九 時 午後九 時	平成 一五・七・三
来客が駐 車場を利 用するこ とができる 時間帯	午前七時三十分から 午後九時三十分まで	午前七時三十分（年間 十八日午前六時三十分 から午後十時三十分ま で	"
荷さばき 施設にお いて荷さ ばきを行 うことが できる時 間帯	午前五時から午後八 時まで	午前五時から午後九時 まで	"

四 届出年月日

平成十五年七月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年八月六日から同年十二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の開設の運営方法に関する	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社イトーヨーカ堂 外四十一者 開店時刻 午前十時 午後九時	株式会社イトーヨーカ堂 外四十二者 開店時刻 午前九時 午後六時(年間六十日午前六時)	平成 一五・八・二〇
区分	変更前	変更後	変更年月日	

る事項

刻び閉店時

開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後八時

閉店時刻 午後十一時

来客が駐

車場を利用

することが

できる時間

帯

荷さばき

施設にお

はきをは

くことが

できる時

間帯

午前七時から午後四

時まで

午前二時から午後九時

まで

午後十一時三十分まで

午後十時三十分まで

午後九時三十分から

午前九時三十分

午後十時三十分

午後十一時三十分

午後十二時三十分

午後一時三十分

午後二時三十分

午後三時三十分

午後四時三十分

午後五時三十分

午後六時三十分

午後七時三十分

届出年月日	平成十五年七月二十二日
届出書及び添付書類の縦覧	届出場所
届出期間	平成十五年八月六日から同年十二月六日まで
届出時間	午前八時三十分から午後四時四十五分まで
届出の提出	ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。
意見書の提出	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
提出期限	平成十五年十二月六日
提出先	青森県商工労働部経営振興課
記載事項	(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘南ビル

弘前市大字駅前三丁目三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社イトーヨーカ堂

東京都港区芝公園四丁目一の四

代表取締役 井坂榮

2 萩原乳業株式会社

弘前市大字大久保西田三六四

代表取締役 萩原邦俊

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都港区芝公園四丁目一の四

代表取締役 井坂榮 外二十四者

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置の運用に関する事項	大規模小売店舗の開設の時間	変更前	変更後	変更年月日
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 一五・七・三

刻

来客が駐 車場を利 用するこ とができ る時間帯	午前九時三十分（年 間） 午前八時三十分（年 間） 午後九時三十分まで	午前八時三十分（年 間） 午後九時三十分ま で	"
--------------------------------------	---	----------------------------------	---

五 届出年月日

平成十五年七月二十二日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年八月六日から同年十二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成十五年七月三十日認可したので、同条第三

項の規定により公告する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成十五年七月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

三戸地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年八月六日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

- 一 漁港の名称
三沢漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
---------	---------

三沢港内東防波堤（北緯四〇度四〇分四〇秒、東經一四一度二六分三四秒）から三五一度二九〇メートルの地点を中心とする半径三一八メートルの円内の漁港区域

船舶、自動車

三 指定の適用期間

平成十五年八月三十一日（花火大会が翌月一日から二日までの間において順延される場合）あつては、当該花火大会が開催される日

西地方農林水産事務所告示第四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年八月六日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

- 一 漁港の名称
鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
鱒ヶ沢港東防波堤灯台（北緯四〇度四七分〇四秒、東經一四〇度一二分三〇秒）を基点とした次の区域 基点から三八度〇〇分〇〇秒一四六メートルの地点を中心とした半径一七〇メートルの円内 基点から一六九度〇〇分〇〇秒九〇メートルの地点を中心とした半径六〇メートルの円内	船舶

三 指定の適用期間

平成十五年八月二十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭